

2022年10月1日から、
国の定めにより200床以上の病院の初診・再診時に選定療養費の金額が必要となります。

→選定療養費とは、
健康保険法の改正により200床以上の病院と地域の診療所等の持つ機能や役割分担を推進する目的で定められた制度です。

初診

他の医療機関からの紹介によらず直接来院された場合、

診療窓口負担に加えて7,700円(税込)

のお支払いが必要となります。

なお『紹介状』をお持ちの場合、お支払いは不要です。

再診

患者さまの選択により当院で継続治療をされる場合、

診療窓口負担に加えて3,300円(税込)

のお支払いが必要となります。

■ただし、救急車での搬入や夜間緊急時などやむを得ない事情により来院された場合や国の公費負担医療制度受給者等はこの限りではありません。

■当院では、当地域において約400件の診療所等と連携を図り、地域医療を支えて行くと共に、患者さんの症状や希望に応じた医療機関へ文書により紹介する体制を整えております。紹介先医療機関のご相談につきましては、当院1階相談窓口⑤⑥にて医療ソーシャルワーカーが承ります。

病院長